



Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.

ワシントン日本商工会会報

9月号 2026年 No. 585

目次

- 第24回ワシントン日本商工会
Capital Classicゴルフトーナメント開催報告……2
- 研修会報告「日本のGrand Strategy: カギを握る
のはインド洋ではなくユーラシア」……………6
- 新会員紹介コーナー……………7
- 広告募集のご案内……………9
- やさしいコミュニケーション
「⑤『反省』から見る過去の学びの伝え方」
Shiori Communications 岡崎 詩織……………10
- 米国での生活と移民法
第93回「移民法最新情報:F・J・Iビザの「D/S」廃止
をめぐる新規則・施行差止めと今後予想される変
更」
米国移民法弁護士 石田 砂織……………12
- 今月の書籍紹介「ペーパー・ガール」
ポトマック・アソシエーツ 池原 麻里子……………17
- English Rescue by Jennifer
「Language and Culture」……………19
- 編集後記……………22

今月の特集

「第24回ワシントン日本商工会Capital Classic ゴルフトーナメント開催報告」

毎年恒例の当会ゴルフトーナメントの開催報告をいたします。日系コミュニティの親睦を深めるべく、参加者皆様とご協賛いただきました皆様に心より御礼申し上げます。P.2～

.....

「会員紹介コーナー」

今月は、新たに企業会員となられた一社をご紹介します。P.7



連載

「米国での生活と移民法」

今月は、F・J・I ビザ保持者の滞在期間に関する新規則と、その施行をめぐる連邦地裁の仮差止め命令について、最新情報を詳しくご解説いただきました。従来のD/S制度から固定された滞在期限への移行が実現した場合の実務上の影響や、今後注意すべきポイントについても取り上げていただきました。P.12～

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

第24回ワシントン日本商工会 Capital Classic ゴルフトーナメント開催報告

企画担当理事 藤田 幹雄／文室 慈子



【開会式後の記念撮影】

夏休みを経て少々時間が経ちましたが、2026年7月12日(日)、ヴァージニア州Westfields Golf Clubにて、第24回ワシントン日本商工会主催「Capital Classic ゴルフトーナメント」を開催いたしました。本大会には日米男女年齢・経験を問わず52名が参加、齋藤商工会会長と大使館島田次席の激励もいただき、ワシントン地区の日系コミュニティの親睦を深める、活気溢れる一日となりました。

＜ホールインワン賞と豪華賞品＞

本大会も例年通り、ホンダ様(3番ホール)およびトヨタ様(12番ホール)よりホールインワン賞としてそれぞれ「Honda Civic Hybrid」「Toyota Crown」新型車の3年リースをご提供頂きました。各ショートホールには副賞も用意され、参加者の皆様のプレー意欲を大いにかき立てました。残念ながら本年もホールインワンの達成者は現れませんでした。夢を見させてもらいました。ホールインワン賞の設営にあたっては、ホンダ様(岡本様)、トヨタ様(加納様・渡邊様)に、多大なご協力を賜りました。心より御礼申し上げます。

＜表彰式 ― 上位入賞者＞

全ホールを終え、ネット(Peoria Handicap Systemで算出)による順位が確定いたしました。栄える上位入賞者は以下の皆様です。

優勝 岡島喜久子様 ネット 66

ベスグロ 中村義哉様(WHDA) 73

女子ベスグロ Kay Kokkeler様 (Department of War) 84

＜優勝者・岡島喜久子様＞

本年の優勝者は、メリーランド州ボルチモアにお住まいの岡島喜久子さんでした。メリルリンチ引退後、初代チェアとして日本女子プロサッカーリーグ(WEリーグ)の立ち上げに貢献された他、メリーランド神奈川姉妹州委員会の委員長(Chair, Maryland Kanagawa Sister State Program Executive Committee)としてもご活躍されました。過去サッカーの日本女子代表チームでもプレーされたアスリートで、いまだにトレーニングとレッスンを重ね、還暦を過ぎてから飛距離が伸びたそうです。

表彰式にはわざわざANAワシントン支店長の上坪さんにお出まじいただき、優勝賞品を贈呈いただきました。



＜運営にご協力頂いた皆様への御礼＞

本大会の運営にあたっては、ベテランゴルファーの皆様にご多大なご尽力を賜りました。中村様(Nakamura International Limousine)、法華津様(Toray)、中島様(Bourbon)には、当日の運営、進行にご協力頂き、賞品の募集・とりまとめにあたっては、平井様(DC Sake Co.)に格別のお力添えを頂きました。改めて厚く御礼申し上げます。

何と言っても、大会の魅力は、豪華賞品です。本大会は、多くの企業・個人の皆様からのご協賛・ご寄付により、多彩で魅力的な賞品を数多くご用意することができました。心より御礼を申し上げます。



【皆さん嬉しそうです】

賞品・寄付金ご協賛 会社・個人様一覧 ※五十音順(敬称略)

企業・団体	ご提供賞品
ANA	ワシントン・羽田往復プレミアムエコノミークラス航空券
IHI	Amazonギフトカード200ドル分、IHIロゴ入りゴルフボール
伊藤忠商事	Amazonギフトカード100ドル分
居酒屋SEKI	ギフトカード50ドル分
オンワード樫山(J.PRESS)	J.PRESSキャップ、Tシャツ、ポロシャツ
岡島きっこ	ワールドカップ関連グッズ
Cavalier Logistics	Amazonギフトカード200ドル分
キヤノンUSA／キヤノンVA	デジタル一眼レフカメラ、コンパクトプリンター、レーザー距離計
経団連	Boseサウンドバー(協賛金による提供)
Sakusaku Flakeries	ギフトカード50ドル分
Sashimi DC (Keita Seafood)	ギフトカード50ドル分
JSAT International	Amazonギフトカード200ドル分
JFC International	高級米、ラーメンセット
JR東海	スコッティ・キャメロン パター
スミソニアン協会	スミソニアン・カタログ
住友商事	Amazonギフトカード300ドル分
SUBARU	キャンピングトレーラー、キャンピングチェア
双日	Nikeギフトカード300ドル分
ダイキン	空気清浄機、加湿空気清浄機
DC Sake	日本酒、焼酎、ウイスキー
DC Mutual Trading	米、菓子類、飲料、梅酒、調味料
東京海上日動	ウィラードホテル宿泊券
東京電力	シャンパン、ウイスキー
東芝	ゴルフバッグ
東レ	ワイン
トヨタ自動車	Toyota Crown 3年間リース権、トヨタグッズ
中村リムジン	ゴルフバッグ

NXアメリカ	Trader Joe'sギフトカード100ドル分、ゴルフボールセット
NTT	Amazonギフトカード150ドル分
日立製作所	Amazonギフトカード300ドル分
富士通	ゴルフウォッチ(協賛金による提供)
ブルボン	ブルボンお菓子
ホンダ	Honda車 3年間リース権
Holzworth & Kato, PC	Amazonギフトカード200ドル分
丸紅	Creekside Farmsギフトカード300ドル分
丸富士	米、餅、醤油、ラムネ等の日本食品
三井物産	Dyson掃除機、ゴルフボール(協賛金による提供)
三菱商事	ウイスキーグラスセット
三菱重工	Trader Joe'sギフトカード200ドル分
三菱電機	ウイスキー、赤ワイン、白ワイン
三菱UFJ銀行	ゴルフバッグ(協賛金による提供)
みずほ銀行	みずほオリジナルグッズ
メイヤー・ブラウン	タイトリストPro V1ゴルフボール、山崎12年、白州12年
ヤマト運輸	空港宅急便利用券、ヤマト運輸オリジナルグッズ
Love Makoto	ギフトカード250ドル分
全米桜祭り(National Cherry Blossom Festival)	VIPパレードパッケージ、オープニングセレモニーチケット、Pink Tie Partyチケット、鳩崎ウイスキー

<最後に>

今回スコア集計は運営の迅速化を図るため、ゴルフ場推奨のPeoria Handicap Systemを使用しました。アプリ入力でリアルタイム集計が出来たのは良かったです。表彰式のドキドキ感がなく、自己申告ハンデも反映されなかったのも、少々戸惑いがあったのが反省点です。

なお、Westfieldsは週末のコンペは受け付けない方針で、来年からは別のゴルフ場にする必要があります。おすすめコースがありましたらぜひご教示ください。

以上

研修会報告

「日本のGrand Strategy: カギを握るのはインド洋ではなくユーラシア」

講演者: Hudson Institute 森安建 Senior Fellow

研修担当理事: 清水 梨江子／内田 文平



2026年9月10日(木)、ワシントン日本商工会はHudson研究所 Senior Fellowの森安建氏をお招きし、「日本のGrand Strategy: カギを握るのはインド洋ではなくユーラシア」と題する研修会を開催しました。

講師を務めて下さった森安氏は日本経済新聞において国内外の要職を歴任され、ワシントン、カイロ、北京をはじめ、世界の主要な地域で国際政治・経済の最前線を取材されてきました。本年4月からはHudson Instituteにおいて、米中関係を軸に、ユーラシアの地政学、そして日本が取るべき戦略について研究・発信を続けておられます。

今回の研修会では、米国の対外関与を抑制する動きや、中国の中長期的な戦略について説明がありました。米国では、過去の中東での軍事介入への反省等を背景に、「リストラナー(抑制派)」の影響が高まっているとの指摘がありました。中国については、台湾問題に加え、中央アジア・中東等を含むユーラシア全体での経済・エネルギー戦略が重要との見方が示されました。そして日本としても、東アジアだけでなくユーラシア全体を視野に入れた外交・安全保障戦略を検討する必要があるとの提言がありました。日米同盟を基軸としつつ、変化する米国の政策動向を注視し、日本の戦略的重要性を継続的に発信することが重要との示唆を得ました。

研修会後には「今年一番役に立った」という声が会場のあちこちから聞こえました。お忙しい中、貴重なお話しをお聞かせ下さった森安氏に改めて厚く御礼申し上げます。

商工会では今後も会員の皆様にとって有益な機会となる研修会を企画・運営して参りたいと思いますので、引き続き宜しくお願い申し上げます。



以上



新会員紹介コーナー

新規会員の自己紹介ページです。今月は企業会員一社から紹介文をいただきました。既存会員による自己紹介機会もございますので、お気軽に事務局(office@jcaw.org)までご連絡下さい。

企業名: FUJIFILM Holdings Corporation

責任者: Tomohiko Takemi



Tomohiko Takemi



200 Summit Lake Drive, Valhalla, NY 10595-1356



www.fujifilm.com/jp/ja

従業員数

73,526人(連結)

他の営業拠点

東京、ニューヨーク、デュッセルドルフ、シンガポール、他

業務内容

FUJIFILM Holdings Corporationは、「ヘルスケア」「エレクトロニクス」「ビジネスイノベーション」「イメージング」の4つの事業領域において事業活動を展開しております。このたび、地政学的な動向が事業活動に与える影響に関する情報収集や分析強化等を目的として、ワシントンD.C.のシンクタンクであるCSIS(Center for Strategic and International Studies)へのVisiting Fellow派遣を開始しました。本取り組みを通じて、米国の政策・産業動向に関する知見を深めるとともに、日米両国の企業関係者や政策関係者とのネットワーク構築を推進し、グローバルな事業活動および対外関係活動のさらなる強化につなげてまいります。

入会動機

ワシントンD.C.地域における日米間の経済・ビジネス交流の促進に貢献するとともに、現地の皆さまとのつながりを深めたいと考え、入会させていただきました。会員の皆さまとの交流や情報交換を通じて、日米間の経済・ビジネス関係のさらなる発展への貢献と、幅広いネットワークを築いていきたいと考えております。

皆様に支えられ、 インテレッセは創業30周年。

Washington, DCを拠点に、日英バイリンガル人材採用と人事クラウドサービスを支援しています。



提供サービス

■ 人事管理クラウドサービス (iiiHR事業)

30年の派遣管理経験から生まれた、人事管理を効率化するクラウドサービス。

主なメリット

- ・人事アドミ: 時間と手間を軽減
- ・法令遵守: 基礎的な条項を網羅
- ・クラウドサービス: 利便性を向上
- ・格安なサービス料金: \$480/月~

30日間

無料トライアル実施中!

Email: iiiHR@iicareer.com
Website: www.iiiHR.com

■ 人材紹介・派遣サービス (iicareer事業)

DC地域の特性と企業ニーズを理解したきめ細やかなマッチング。

■ 調査業務・各種コンサルティング

市場調査、組織課題の可視化、人事制度改善支援など。

■ 地域情報誌「さくら新聞」発行 (iii-Media事業)

DC地域のコミュニティと企業をつなぐ情報発信。



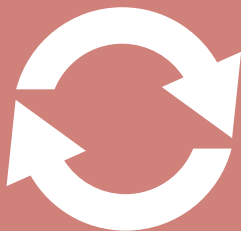
採用・人事・ビジネスに関するご相談は、どうぞお気軽にお問い合わせください。

interesse international inc.

Email: dc@iicareer.com Tel: 571-384-7117

1717 K Street NW Suite 900, Washington, DC 20006

登録情報の ご確認、更新をお忘れなく



法人会員、個人会員ともにご登録情報（会員名、電話番号、メールアドレスなど）にご変更がある場合は、お気軽に事務局までメール（office@jcaw.org）にてご連絡ください。

会報やその他の情報がタイムリーにお手元に届きますよう、登録情報の更新にご協力ください！



米国日本通運株式会社は2022年1月より、社名を**NXアメリカ株式会社**へ変更致しました。



帰国の際の引越はNXアメリカにお任せください

お問い合わせ、お申込みはNXアメリカワシントン営業所まで

TEL: (703)-661-8326 (日本語ダイヤル)

URL: <https://www.nipponexpress.com/moving/us/>



広告募集のご案内

JCAW会報に広告を掲載しませんか？



広告のイメージ図

JCAWは、ワシントンDCにおける日本人コミュニティの重要な情報発信元であり、商工会議所として地域社会において重要な役割を果たしています。

そんなJCAWの会報を通じて、貴社の広告や宣伝を効果的に発信しませんか？

会報の広告にはリンクを設定でき、クリック一つで貴社のウェブサイトやEメールアドレスにアクセス可能です。さらに、年間契約でお得なプランもご用意しております。

詳細は、ぜひJCAW事務局までお問い合わせください。

料金体系（2026年1月からのレート）

広告掲載先	サイズ	商工会会員		非会員	
		月料金	年料金	月料金	年料金
会報※	1/4ページ	\$65	\$600	\$100	\$860
	1/2ページ	\$130	\$1,200	\$165	\$1,470
	1ページ	\$260	\$2,400	\$320	\$2,880

※ 会報広告 原稿制作費は当広告掲載料金に含まれません。原稿は広告主様にて手配願います。
1年（1月～12月）契約で1回割り引きとなります。（会報は年10回発行）

お問い合わせ先

Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.
1819 L Street N.W., Suite 410, Washington, D.C. 20036
TEL: 202-463-3947 FAX: 202-463-3948
Email: office@jcaw.org URL: www.jcaw.org

やさしいコミュニケーション 「⑤『反省』から見る過去の学びの伝え方」

Shiori Communications 岡崎 詩織

前回は歴史に関する日米の認識の違いについて取り上げました。今回は、過去の間違いからどのように学び、未来を考えていくのかについて、日本の「反省」の概念を中心に、日米の違いを取り上げます。

「反省」は英語への直訳が難しい言葉です。「振り返り」を意味する「re」が入った言葉をいくつか見ても、regret(「後悔」)、reflect(自分がしたことに限らず、中立的な立場で何かを「熟考」する)、remorse(「痛恨」や「自責」を指す強い言葉で、buyer's remorseといった皮肉の表現以外、日常会話ではめったに使われません)、repent(これまで重ねてきた罪を後悔することを指し、宗教的な意味合いがあります)のどれとも若干異なります。



大鵬薬品のチオビタ・ドリンクのCM「反省だけなら猿でもできる」の1シーン

日本の反省は、漢字だけ見ると自分一人で行うことのように思えますが、社会的に求められることから、「反省しています」という言葉が謝罪になったり、学校で反省文を書かされたりします。1990年代には猿が食べ過ぎや飲み過ぎを反省する三共胃腸薬のCMが出たうえ、それをもじったチオビタ・ドリンクのCMの「反省だけなら猿でもできる」というキャッチコピーが有名になりました。チオビタが指摘したように、日常的過ぎてだんだん軽く聞こえるようになってきた言葉です。

日本では何かにつけ連帯責任が問われ、不祥事を起こした企業の幹部が深々と頭を下げて謝罪する記者会見が未だに行われています。もう一つ日本的なのが、皆で贅沢やお祝い事を控える「自粛」かもしれません。(もちろん、被災した方への配慮など、別の状況でも使われますが。)不祥事後の自粛は、被害者への直接的な埋め合わせにはなりません。罪を反省するという意味では、上記のrepentに近いところがありますが、率直に言って被害者や一般市民に「反省の姿勢を見せる」ことが重視されており、そこまで崇高ではないかもしれません。

いわゆる日本の「反省会」も、同様に、実施すること自体が重視されている気がします。私の日本関連の職場の一つでは、大きなイベントを開催した後に反省会を行っていましたが、そうした慣習には良し悪しがあるように思います。終わった直後で記憶が鮮明なものの、イベントの準備や実施で心身ともに疲弊している中、なかなか休めません。また、「反省会」と呼ぶことで、悪いことに焦点を当てなければならないような気になります。全員で長時間会議室に閉じこもり、一つ一つの出来事を分析していくため、暗い雰囲気になりますし、辛い作業です。

ただ、こうした考えは、少しずつ変わっているように思います。事実、私が日本の小学校にいた頃毎日行われていた「反省会」は、最近では「帰りの会」と呼ばれると聞いています。「反省」という言葉を本当に悪いことにだけ使うようにするのは、良い流れだと思います。



こうした日本の考え方に対し、米国では、従来、あまり過去にこだわらず、未来を重視してきたように思います。私が働いた米国の組織では、イベント開催後、終了を祝う慰労会のみ行っていました。次のイベントの準備会議が始まると、「前回こういうことがあったから気をつけよう」という発言がよくありましたが、その頃には時間が空き、新たに採用された職員には分からない内容だったため、組織全体で共通の認識を引き継ぐのは難しいと感じました。

ところが、最近少し米国での状況が変わってきたように思います。過去に基づいて情報を後任や業界関係者と共有する場合、以前は「ベストプラクティス」という形で、成功例が重視されてきました。最近はそのに加え、lessons learnedという形で、失敗談も含め、教訓や学びにも力を入れているように思います。日本がもう少し中立的に過去について考え、米国が過去の学びをもっと考えるようになったのは、お互いの考え方が近づいたということですから、今後は日米間のコミュニケーションがさらにスムーズになるように思います。

ところで、日本では、何かをしたあとで、本当に正しいことだったのか、もっとうまくできたのではないか、などと一人で悩むことを「脳内反省会」と呼びますね。映画『Inside Out』（邦題は『インサイド・ヘッド』）のように、いろいろな感情が頭の中で議論している可愛いイメージですが、これに対して面白い比較となるのが英語のpity partyです。自己憐憫に耽るだけでなく、「パーティー」とあるように自分を慰める会です。また、パーティーと呼ぶからには、いつかは終わることを意味しています。自分をひたすら甘やかした後は、ちゃんと建設的な問題解決などに向き合うことを示唆しているように思います。

先進国では一番の年下で若いアメリカ。これまでは勢いに任せて前進あるのみだったのが、少しずつ失敗も見えるようになり、学びが多くなってきました。特に現政権下では、想像もできなかった形でこれまでの常識が次々に破られています。分断が激しいあまり、国全体がアイデンティティ・クライシスに陥っていますが、多くの人が現状を嘆くpity partyを抜け出せず、問題を解決しようにも、どこから手を付けてよいか分からない状態にあるように思います。今、一人一人にできることは、今後のルール作りに備えて今起きていることをしっかり記録し、将来繰り返さないようにすることかもしれません。

岡崎 詩織プロフィール:



シアトルで生まれ、ホノルルと東京で育つ。Shiori Communications, LLCの代表として、ワシントンDCを中心に、通訳、執筆活動などを展開。日米をつなぐ言葉の仕事に情熱を注いできた。過去には米日カウンシルや在米・在英日本大使館の広報チームで勤務。通訳者としては、日米各地でハイレベルの会議、人的交流プログラムなどを担当。ダートマス大学で学士号、コロンビア大学の国際公共政策大学院とジャーナリズム大学院で修士号を取得。TBSワシントン支局のポッドキャスト「週刊ワシントン」の準レギュラー。ブログ「tabula sarasara」、ポッドキャスト「CrossWorld Puzzles」更新中。

米国での生活と移民法

第93回

「移民法最新情報:F・J・Iビザの「D/S」廃止をめぐる新規則 施行差止めと今後予想される変更¹」

米国移民法弁護士 石田 砂織

2026年7月17日、米国国土安全保障省（Department of Homeland Security、以下「DHSは、F（留学生）、J（交流訪問者）およびI（外国報道関係者）の入国・滞在期間を大きく変更する最終規則を発表しました。この規則は、従来の「Duration of Status (D/S)」制度を廃止し、原則としてI-94に具体的な滞在期限を記載する制度へ移行するもので、9月15日に施行される予定でした。²

しかし、9月14日、マサチューセッツ地区連邦地方裁判所は、最終規則の施行日を全国的に延期するとともに、DHSおよびICEに対し、訴訟係属中に規則を実施することを禁止する仮差止め命令を出しました。³ そのため、現時点では新規則は施行されておらず、従来のD/S制度が引き続き適用されています。

今回の命令は最終判決ではありません。DHSは控訴することができ、地方裁判所または控訴裁判所が今後、命令を変更または停止する可能性もあります。そこで今回は、将来この規則が施行された場合に予定されている変更と、その実務上の影響について説明します。

＜資格維持に基づいた滞在期間（D/S）から固定された滞在期限への移行＞

従来、F-1学生、J-1交流訪問者およびIビザ保持者は、入国時のI-94に「D/S」と記載され、滞在資格と目的が有効に続く限り滞在できる制度でした。例えば、F-1であれば、有効なI-20、SEVIS（DHSが管理する学生や交流訪問者の滞在・登録情報管理システム）にある記録および学生資格を維持し、必要に応じてDSO（Designated School Official）が学位過程の延長を適切に処理すれば、通常はI-94の個別の失効日を意識せずに滞在を継続できました。

新規則の下では、この取扱いが根本的に変わります。F、J、Iビザ保持者は、原則として入国管理の際CBP（Customs and Border Protection）が発行するI-94に記載されている期限日、「**Admit Until Date (AUD)**」、までしか滞在を許可されません。従って、SEVISにてI-20やDS-2019の有効期限を

1 本文に書かれている情報は、執筆時点のものです。その後の法改正などは反映していません。また、本文の内容は具体的な個別事案に関して法的なアドバイスをするものではありません。

2 DHS, Establishing a Fixed Time Period of Admission and an Extension of Stay Procedure for Nonimmigrant Academic Students, Exchange Visitors, and Representatives of Foreign Information Media, 91 Fed. Reg. 44976, 44976, 45123-30 (July 17, 2026)(8 C.F.R. Parts 214, 248, 274aを改正、施行予定日2026年9月15日)。

3 *Presidents' All. on Higher Educ. & Immigr. v. U.S. Dep't of Homeland Sec.*, No. 1:26-cv-13799-FDS, slip op. at 46–48 (D. Mass. Sept. 14, 2026)

延長しても、それだけではI-94の期限後の滞在資格を延長しません。I-94の期限を超えて、学位課程、交流プログラム、又は取材活動が続ける必要がある場合は、期限前に移民局(U.S. Citizenship and Immigration Services (USCIS))にステータス延長 (Extension of Status (EOS)) を申請するか、一度出国して再入国により新たな滞在期間が記載されたI-94を取得する必要があります。

また、現時点ではF、J、Iのステータス延長の申請にはプレミアム・プロセスと呼ばれる特急サービスを選択することができません。

ビザ、ステータス	現規則の滞在期間	新規則施行後の滞在期間
Fビザ (学生と帯同家族)	D/S。SEVIS、I-20フォーム上の適切な延長で滞在の継続が可能。原則として移民局にステータス延長申請する必要なし。	I-94の滞在期限 (AUD) まで。AUDを超えて滞在する必要がある場合は、SEVIS上の学位プログラム延長のみでは足りず、必要に応じUSCISへステータス延長申請か、出国後再入国が必要。
Jビザ (研究者などの交流プログラム参加者と帯同家族)	D/S。DS-2019フォーム、SEVISの管理が中心。原則として移民局にステータス延長申請をする必要なし。	I-94の滞在期限 (AUD) まで。長期化するプログラムの場合は、SEVIS上の手続き後、USCISへステータス延長申請か、出国後再入国が必要。
Iビザ (報道関係者)	D/S。取材、報道活動の継続に応じた滞在が認められ、原則として移民局にステータス延長申請をする必要なし。	原則 最長240日 まで、米国での報道活動が可能。期限失効前に、USCISへステータス延長申請か、出国後再入国が必要。

<F、Jビザ：原則4年上限とF-1猶予期間の短縮>

最長4年間までの滞在期間

新規則のもとでは、FまたはJステータス保持者の滞在期間は、原則としてForm I-20またはForm DS-2019に記載されたプログラム終了日までとなります。ただし、1回の入国で認められる滞在期間は最長4年間です。つまり、プログラム期間が4年を超える場合でも、最初に認められる滞在期間は4年間に限られます。

F-1学位課程、J-1プログラム修了後には、30日間の出国準備期間が認められます。また、従来と同様、開始日の30日前から米国に入国することができます。

博士課程、医学・臨床研修、長期研究、複数年の研究員任用など、4年を超え得るプログラムでは特に注意が必要です。従来であれば、大学側のDSO又はプログラム側のRO (Responsible Officer) がSEVIS上でプログラム期間を更新することで足りる場面でも、今後はI-94の期限前にUSCISへのステータス延長の申請を準備する必要があります。

F-1修了後の猶予期間は60日から30日へ短縮

F-1学生にとって重要な変更は、学業又は実務研修の修了後の猶予期間が**60日から30日へ短縮**されることです。この30日間は出国準備期間ですが、要件を満たす場合には、その間に転校手続き、他の非移民ステータスへの変更申請、またはOPT(Optional Practical Training)の申請を行うこともできます。ただし、新規則には転校や教育目的の変更に関する新たな制限も含まれるため、すべての学生が自由に転校できるわけではありません。

F-1ビザ長期利用制限

新規則には、滞在期間の固定化に加え、F-1学生の学業上の選択を制限する規定も含まれています。具体的には、原則として、すでに修了したものと同一またはそれより低い教育レベルの学位課程への進学が認められなくなります。また、大学院レベル以上の学生については、専攻や教育目的の変更および転校が制限されます。ただし、特別な事情がある場合には、SEVPが例外を認める可能性があります。

＜新規則施行以前に入国した場合の経過措置＞

新規則施行日前にF、J又はI資格で米国に入国し、I-94に「D/S (Duration of Status)」と表記されている方については、自動的にAUD (Admit Until Date) 付きのI-94へ書き換えられるわけではありません。新規則には、施行日時点で米国内に滞在している者を対象とする経過措置が設けられています。

経過措置の対象となるためには、原則として、次の条件を満たす必要があります。

- ・ 新規則の施行前にF、J又はI資格で入国し、I-94に「D/S」の記載があること。
- ・ 施行日時点で米国内に滞在していること
- ・ 同日時点で、F、J又はIのステータス違反のないこと

したがって、施行日前に既にプログラムを終了していた者、SEVIS記録が終了又は、取消し(terminated)となっていた者、不法就労等により資格維持に問題がある者は、経過措置の適用可否を個別に慎重に検討する必要があります。「D/S」というI-94上の表記自体が、過去又は現在のステータス違反が許されるわけでもありません。

ビザ、ステータス	新規則施行前に「D/S」の表記のあるI-94を持つ場合の経過措置
Fビザ（学生と帯同家族）	施行日時点で有効なI-20フォーム上のプログラム終了日またはEADの有効期限のうち遅い日まで。ただし、施行日から4年を超えることはできない。原則として、その後60日間の出国準備期間が認められる。
Jビザ（研究者などの交流プログラム参加者と帯同家族）	DS-2019フォーム上のプログラム終了日か新規則施行日から4年間のどちらか短い期間までの滞在可能。 プログラム修了後、30日間の猶予期間
Iビザ（報道関係者）	報道活動を完了するために必要な期間。ただし、施行日から最長240日まで。報道活動終了後の滞在猶予期間なし。

尚、この経過措置の適用を受けるためだけに移民局にステータス延長の申請を提出する必要はありません。ただし、経過措置の期間に一度アメリカを出国し再入する場合は、新規則が当てはまり、D/Sではなく、期限日が明記されたI-94が発行されることになります。

<F-1 OPT、STEM OPT就労許可申請との兼ね合い、注意点>

新規則では、F-1学生がOPT又はSTEM OPTを利用する際には、従来のI-20上のDSOによる推薦および労働許可書（Employment Authorization Document (EAD)）申請に加え、I-94の有効期限（AUD）の管理も必要となります。EADが有効であっても、AUDがOPT又はSTEM OPTの予定終了日より先まで有効でなければ、F-1として米国に滞在、就労を継続できるとは限りません。この場合、AUD失効前にF-1ステータスの延長（EOS）を申請するか、適切な資料を準備して出国、再入国により新たなAUDが書かれたI-94を得ることを検討する必要があります。DHSはAUD失効の少なくとも180日前にステータス延長を申請するよう推奨していますが、審査時期、初回OPTのEAD予定期間との調整、ステータス延長申請審査期間の出入国との関係などには、まだ、実務上、不明確な点があります。

STEM OPTについても、期限内にEAD申請書類を提出した場合の最長180日の就労許可自動延長は維持される予定ですが、これは就労許可に関する制度であり、I-94のAUDを自動的に延長するものではありません。したがって、STEM OPTの180日自動延長を利用する場合であっても、AUDが先に失効する場合には、別途EOS又は再入国による滞在期間の確保が必要となり得ます。

さらに、F-1修了後の猶予期間は60日から30日へ短縮されるため、OPT及びSTEM OPTの労働許可申請と、F-1ステータスの維持、H-1Bなどへのステータス変更を考慮すると、パスポート、I-20、I-94、EAD、出国準備期間の各期限を、帯同家族の分も含めて慎重に管理する必要があります。

<新規則の施行が不法滞在に繋がるリスク>

新規則が将来施行され、F、JまたはIビザ保持者のI-94に固定された滞在期限（AUD）が記載された場合、AUDまでに出国せず、かつ、滞在延長や資格変更を適時に申請するなどの措置を取らないまま米国内に留まると、原則としてAUDの翌日から不法滞在（unlawful presence）が加算されます。不法滞在が180日を超え1年未満となった後に出国した場合は原則として3年間、1年以上となった後に出国した場合は原則として10年間、米国への再入国が禁止されます。⁴

<まとめ>

今回の規則は、F、JおよびIステータス保持者の滞在管理を大きく変えることとなります。もっとも、連邦地方裁判所の仮差止命令により、現時点では新規則は施行されておらず、従来のD/S制度が引き続き適用されています。

⁴ 8 U.S.C. §1182(a)(9)(B)(i)(I)-(II)

一方、DHSが控訴し、仮差止命令が停止または解除されれば、新規則が比較的短い準備期間で施行される可能性もあります。特に、F-1の30日への猶予期間短縮、F、Jの原則4年上限、OPTやSTEM OPTに伴うEOSの必要性、そしてIステータスの240日上限には注意が必要です。I-94期限後の滞在は、ビザ自動取消し、将来の査証申請上の不利益、不法滞在の蓄積、さらには180日又は1年以上の不法滞在後の出国に伴う3年もしくは10年入国禁止につながり得るため、期限管理と早期の専門家相談がこれまで以上に重要になります。

© 2026 Ishida Immigration Law PLLC. All Rights Reserved.

石田砂織プロフィール:

アメリカ移民法専門家として約20年の経験を持つ弁護士。バーンズ&ソーンバーグ法律事務所等を経て独立し、[Ishida Immigration Law PLLC](https://www.ishidaimmigration.com)を設立。アメリカでビジネスを営む日系企業を含む様々な法人、個人のクライアントに幅広く移民法のサービスを提供している。ニューヨーク州、ワシントンD.C.にて弁護士資格を持つ。米国移民法弁護士協会(AILA)所属。お問い合わせ、ご相談をご希望の方はcontact@ishidaimmigration.comか(202) 656-8778までご連絡下さい。



Illustration by Emi Kikuchi

**YAMATO
TRANSPORT
U.S.A.**

**INTERNATIONAL
MOVING SERVICE**

お荷物の多い方! 時間のない方!
面倒なお引越は全てまかせて
らくらく!

安心

引越 海外パック

箱に入らない家具や
自転車なども送りたい、ただど安く
済ませたい! そんな方へ

丁度いい

ベーシックプラン

定形の箱に入るお荷物だけ
ご自身で梱包をして節約!
すぐに必要ではない
お荷物は船便で割安に

節約

単身プランSea

定形の箱に入るお荷物だけ
ご自身で梱包をされる方
必要な荷物を
最短の所要日数でお届け

早い

単身プランAir

各サービスの詳細はウェブサイトにてご覧いただけます!

www.yamatoamerica.com/cs/

5 4 5 6 5 8
フリーダイヤル
1-866-5-KIKOKU

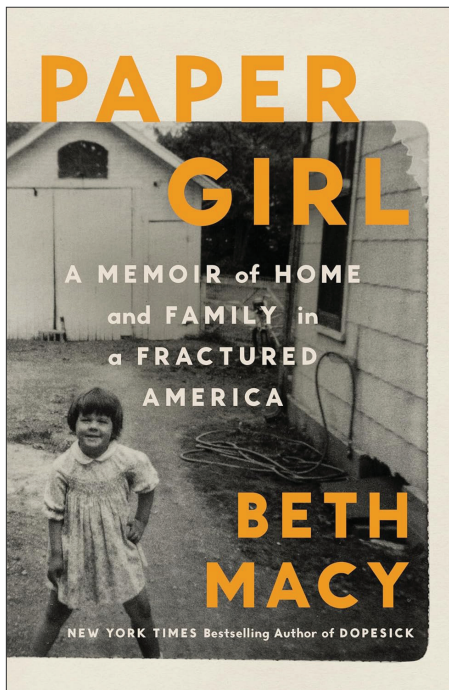
日本以外の世界中へのお引越・米国内のお引越も!

米国ヤマト運輸 ワシントンDC支店
22930 Quicksilver Drive, Unit 115
Dulles VA, 20166
Phone: (703) 661-3501
Email: wasoperat@yamatoamerica.com

今月の書籍紹介

個人と公共のインフラの組み合わせ 政府のペル奨学金プログラム
からの資金援助 堅固な地域ジャーナリズム…もはや存在しない
「ペーパー・ガール」
ベス・メイシー

ポトマック・アソシエーツ 池原 麻里子



「ペーパー・ガール」
ベス・メイシー（ペンギン）

著者は多数のジャーナリズム賞を受賞し、NYタイムズのベストセラーを3冊執筆。本書の副題は「分断されたアメリカにおける故郷と家族についての回想録」で、著者の故郷の変遷とアメリカの分断に関する体験を記している。その変遷は、J.D.ヴァンス副大統領の体験に類似しているが、そこから得た教訓は正反対と言える。

著者が70年代から80年代にかけて育った故郷オハイオ州アーバナは、当時も決してユートピアではなかった。父親は町でも有名なアルコール依存症で家族を虐待し、まともに働かず、彼女は貧困家庭に育った。

彼女が苦境を乗り越えて、最終的には良質な教育を受け、貧困を脱出できたのは、いくつかの重要な要因に帰している。もはや存在しない、個人と公共のインフラの組み合わせだ。彼女を支え、激しく忠実だった母親。現在は骨抜きにされた連邦政府のペル奨学金プログラムからの資金援助。そして、今や壊滅状態にある堅固な地域ジャーナリズムである。

著者が生まれ育ったアーバナの経済は当時、比較的健全で、学校には中流階級の子供たちも通っており、彼らの家族が彼女のロールモデルとなった。アーバナの人々は、学校や

図書館、そして地下鉄道（奴隷制が認められていた南部諸州から、奴隷制が廃止されていた北部諸州への亡命支援）の重要な中継地としての町の歴史を誇りに思っていた。

著者は大学でアーバナを離れ、その後バージニア州へ移り、現在に至る。家族との関係は陰悪で、その理由は彼女のリベラルな政治思想、宗教的な対立、個人的な恨み、階級的な怨念がすべて絡み合っている。

そんな著者は自分がアーバナに戻って暮らすことになるとは想像もしていなかった。しかし2020年、母親の健康状態が悪化し、アーバナの実家へ頻繁に帰るうちに、彼女は故郷の町が理解できないほど劇的に冷酷になったという感覚を拭えなかった。

著者は新聞配達少女(したがって書名は「ペーパー・ガール」)として育ち、地域社会を映し出す市民の絆のような地元紙を届けていた。しかし今や、地元紙も新聞配達少女も消滅し、市民の絆はほとんど残っていなかった。

地元紙ばかりか、かつて中産階級を支えていた仕事の多くは消え、それに伴うものも全て失われた。アーバナはメンタルヘルスの危機に襲われ、その他も数多くの病が蔓延していた。多くの人生が薬物依存や投獄によって荒廃していた。

アーバナは昔から保守的な傾向があったが、ここ数年でその政治的傾向が町の特徴となった。今では誰もが銃を所有し、前庭に極右の看板を掲げている。さらに彼女の家族や旧友の多くがQAnonのような陰謀論にはまっていた。

アーバナの教育機関へのかつての誇りは、記録的な数の親がホームスクूलを選択したり、子供を他校に転校させたりする中で失われていた。公立学校や職場での欠席率は急増し、高校の卒業率は急落。こうした子供たちの中には、大学進学を親から反対されるケースもある。親は、子供たちが一度家を出てしまえば二度と戻ってこないか、もっと悪いことに、変わった姿で戻ってくることを恐れているのだ。

かつてリベラルだった元カレのビルでさえ、ハイチ移民に関する誤った情報を垂れ流すようになっていた。ビルは記者で、バーニー・サンダースを支援していたのが、いつの間にかキプロスが本拠地で、モスクワ諜報組織と関係している右翼ウェブサイトを主なニュース源と信じるようになっていた。そして、怒りと不満だらけの人間と化していた。特にヒラリー・クリントンを毛嫌いしていた。

NYタイムズは民主党に支配されており、ワシントン・ポストはCIAが所有しているとビルは信じ込んでいた。両紙がイラク大量破壊兵器について、ブッシュ政権が与えた情報に基づく誤った報道をしたことに対して、謝罪していないことから、信用しなくなったのだった。

ハイチ移民が多いことで有名なスプリングフィールドに住むビルは、彼らのせいで家が値上がりし、ホームレスが増えたと信じていた。オバマケアは信用できないと、健康保険を持たず、風邪をこじらせて肺炎で死亡。

統計によると、アメリカ人の5人に1人が政治的立場の違いで愛する人との繋がりを失っているそうだ。分断を越えられないのは、リベラル派と保守派、どちらのせいなのだろうか。著者は、グローバル化と緊縮経済政策も政治的分極化の主要因であることを示唆している。

(New Leader 2026年3月号より転載)

English Rescue by Jennifer: 「Language and Culture」

ジェニファー・スワンソン

Hot Topics – America’s 250th Anniversary and National Parks

The 250th anniversary of the United States in 2026 offers an opportunity to reflect on the nation’s history, ideals, and shared heritage. The National Park Service plays an important role in preserving the landscapes, historic sites, and monuments connected to America’s founding and development—from Revolutionary War battlefields to civil rights landmarks. During this anniversary year, national parks provide meaningful places for Americans and international visitors alike to learn about the country’s past while recognizing the importance of protecting these sites for future generations.

In this series, we are highlighting national parks that commemorate important chapters of American history. So far, we have explored Yellowstone NP (Wyoming), Independence National Historical Park (Philadelphia), Great Smoky Mountains NP - home of the Cherokee people and Appalachian Mountains and culture, Saguaro NP (outside of Tucson, Arizona), Biscayne NP (South Florida), Lewis and Clark National Historical Park and civil rights landmarks for Juneteenth.

This month, we focus on 2 revolutionary war era sites which are also great for leaf peeping in the fall as well as a historical mineral bath spa in upstate New York.

Located just outside Philadelphia, **Valley Forge National Historical Park** was the winter encampment of George Washington and the Continental Army from 1777 to 1778. During a difficult winter, soldiers endured cold, hunger, and illness, but emerged from Valley Forge stronger and better prepared to continue the fight for independence.

Valley Forge is especially beautiful in the fall, when the park’s forests and open fields are filled with autumn colors. With miles of walking and biking trails, historic monuments, and reconstructed soldiers’ cabins, visitors can enjoy both American history and the peaceful beauty of the Pennsylvania countryside.

For those looking to experience America’s 250th anniversary beyond the July 4th celebrations, Valley Forge offers a wonderful combination of history, nature, and a glimpse into the challenges faced by the people who helped create the United States.

Another great park to visit in the fall is Saratoga National Historical Park.

As the United States celebrates its 250th anniversary in 2026, **Saratoga National Historical Park** in upstate New York is a fascinating place to explore the history behind America's independence.

The park commemorates the Battles of Saratoga, fought in 1777 during the American Revolution. The American victory was a major turning point in the war and helped convince France to officially support the American cause. This international alliance provided crucial assistance to the Americans and played an important role in the eventual victory.

Today, visitors can explore the historic battlefield, monuments, and scenic countryside while learning about the soldiers and leaders who shaped this important moment in American history.

Fall is an especially beautiful time to visit Saratoga, when the forests of upstate New York turn brilliant shades of red, orange, and yellow. The combination of Revolutionary War history and spectacular autumn scenery makes Saratoga an ideal destination for celebrating America's 250th anniversary.

For a memorable fall getaway, Saratoga offers a chance to experience both the history and natural beauty of the United States.

After exploring the battlefield, head to **Saratoga Springs**, a city famous for its natural mineral springs. For centuries, people have visited Saratoga for the reputed health benefits of its mineral-rich waters. The springs helped make the city a popular resort destination in the 19th century.

For Japanese visitors, Saratoga Springs may feel surprisingly familiar. **Japan has a deep appreciation for 温泉 (onsen), and Saratoga's tradition of enjoying natural mineral waters offers an interesting American counterpart to Japan's bathing culture.** While the experiences are not identical, both traditions reflect a long-standing appreciation for the relaxing and restorative qualities of mineral-rich water.



By John Ward Dunsmore - <https://www.loc.gov/pictures/item/91792202/>, Public Domain, <https://commons.wikimedia.org/w/index.php?curid=16944858>



<https://www.timesunion.com/saratogagreen/article/Roosevelt-Baths-Spa-in-Saratoga-Springs-marks-6390446.php>

And in the **fall**, Saratoga is at its best. The surrounding Adirondack and upstate New York landscapes are filled with brilliant autumn colors, making it an ideal destination to combine **American history, nature, and a relaxing getaway** during America's 250th anniversary year.

- <https://www.nps.gov/vafo/index.htm>
- <https://www.nps.gov/sara/index.htm>
- <https://www.gideonputnam.com/roosevelt-baths-spa/>



～Jennifer Swanson プロフィール～

日本にて7年在住中に、高校英語教師の経歴を持ち、日本企業でも働いた経験を生かし、現在は米国大学講師、日米協会講師、在米日本人に英語レッスンの他、米国人に日本語も教える。日米でのさまざまな経験を基に、“頻出テーマで はじめてのTOEFLテスト 完全攻略”(高橋書店:Jennifer Swanson/四軒家 忍(著))を出版、多方面から楽しい英語レッスンを展開しています。

jenniferswanson.org

Illustration by Emi Kikuchi

9月号 編集後記

8月のワシントンDCは、例年にも増して活気に満ちていました。

中でも注目を集めたのが、建国250周年を記念して開催されたINDY CAR Freedom250 ワシントンDCグランプリです。Hondaのエンジンとシボレーのエンジンを搭載した合計25台のレーシングカーがナショナルモールを疾走し、迫力あるエンジン音と観客の熱気に包まれました。結果はHondaエンジン搭載車が優勝！ 後にも先にも無い歴史的なイベントで良い結果を残すことができました。観戦された皆さまにとっても忘れがたいイベントとなったことでしょう。

一方、夏の終わりとともに街の空気は次第に「中間選挙モード」へと移り変わり、報道も一段と熱を帯びてきました。イラン情勢・アフォーダビリティなど、第2次ランプ政権の信任が問われる争点について、今後も注目が集まります。

季節の変わり目を迎える今、商工会としても地域社会との交流を深めつつ、会員企業の活動を支えてまいります。

日米両国が互いに安定的で建設的な関係を築き続けることを心より願いながら、9月号の締めくくりとさせていただきます。

芦澤・岡本(Honda)



会報に関するお問い合わせにつきましては、[JCAW事務局](#)までご連絡ください。